

児童虐待防止対策に関する副大臣等会議 議事概要

日 時：平成26年12月26日（金） 14：30～14：50

場 所：官邸3階南会議室

出席者：世耕内閣官房副長官、赤澤内閣府副大臣、二之湯総務副大臣、葉梨法務副大臣、山本厚生労働副大臣、赤池文部科学大臣政務官、金高警察庁次長

○世耕内閣官房副長官より挨拶

- ・ この会議の初回において、
 - ①「厚生労働省を中心に、実効的な児童虐待防止対策の構築に向けた検討に着手するとともに、児童虐待防止対策について関係省庁が連携して対策を強化すること。」
 - ②「居住実態が把握できない児童について、政府一体となって全力で把握に努めること。」
 - ③「年内を目途に一定のとりまとめを行うこと。」の3点を対応方針として決定していた。
- ・ これを受け、居住実態が把握できない児童への対応については、前回申し合わせを行ったところだが、本日は児童虐待防止対策についてを議題としたいと思う。
- ・ 詳しくは山本厚生労働副大臣から説明していただくが、児童虐待防止対策について、
 - 「妊娠期からの切れ目ない支援」
 - 「初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化」
 - 「要保護児童対策地域協議会の機能強化」
 - 「児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備」
 - 「緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施」の5つの柱に沿って総合的に対応することとしたいと思う。
- ・ 特に、「妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う妊娠・出産包括支援事業の本格展開」や、「児童相談所への相談をよりしやすくするための児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化」といった早期に対応すべき項目については、経済対策に盛り込んで、平成26年度中に着手したいと考えている。
- ・ これらを受け、本日は、この会議として「児童虐待防止対策」のとりまとめを行いたいと思うので、よろしく願いたい。

○山本厚生労働副大臣より「児童虐待防止対策等について（案）」について説明
（資料１の１ページ目）

- ・ 本会議で決定した取組方針を受け、厚生労働省では、居住実態が把握できない児童への取組みと併せて、児童虐待を未然に防ぐとともに、虐待を受けたとしても重篤化する前に迅速に発見し、的確に対応するための対応策について検討を行うため、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待防止対策のあり方に関する専門委員会」を設置した。専門委員会では、資料１ページの下に記載のある「妊娠期からの切れ目のない支援のあり方」等の５項目を中心に、５回にわたる議論を行い、１１月２８日にはこれまでの議論のとりまとめを行ったところ。
- ・ この専門委員会でのとりまとめを踏まえ、関係省庁で連携して取り組むべき対応策について、副大臣等会議のとりまとめ案を今回整理し、提示させていただいている。

（資料１の２ページ目）

- ・ ８月の副大臣等会議では、児童虐待防止対策に加え、居住実態が把握できない児童についても、政府一体となって全力で把握に努めるとの取組方針が示されたところだが、居住実態が把握できない児童については、前回の副大臣等会議で厚生労働省が実施した調査結果を公表し、関係省庁が連携して取り組むべき対応策について申し合わせがなされたところ。

（別添１の１ページ目）

- ・ まず、「妊娠期からの切れ目のない支援」について、厚生労働省では、虐待による死亡事例について、毎年「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において検証を行っているが、平成１７年（第１次）から平成２６年（第１０次）までの報告では、心中以外の死亡事例における０歳児の割合が４４．０％を占めていることなどから、妊娠期から産前産後の問題が指摘されているところ。
- ・ このため、
 - ①妊娠から出産・子育てに至る切れ目のない支援の仕組み として、
 - 妊娠・出産包括支援事業の充実や、利用者支援事業の活用を促進すること
 - ②妊娠期からの相談しやすい体制の整備 として、
 - 医療機関から特定妊婦に関する自治体への積極的な情報提供についての周知
 - 見守りなど一定の支援が必要な妊婦について、医療機関と自治体が双方

向に情報共有を行う仕組みの推進

③支援が必要な家庭や子どもの情報を共有して支援につなぐ仕組みとして、例えば、

○文部科学省におけるスクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーの配置の充実

○保育所から小学校へ送付される保育所児童保育要録に、児童虐待に関する情報を記載することの徹底

などの実施を進めていくこととしている。

(資料1の2ページ目)

- ・ 「初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化」について、先ほどもご説明した死亡事例の検証を行っている専門委員会の報告書では、
 - 市町村と児童相談所がそれぞれの役割を十分に果たせなかったために、重大な事態を招いた事例が散見されていること
 - 市町村と児童相談所に十分な人員体制が整っていないことや、専門性の高い職員が不足していることなどが指摘されている。
- ・ これを踏まえ、初期対応の迅速化や的確な対応のための関係機関の連携強化のため、
 - ①見落としや初期対応の遅れをなくするための関係機関の連携
 - ②市町村と児童相談所との役割分担の明確化と必要な支援を実施できる体制強化が必要であり、具体的には、
 - 遅延なく初期対応を実施するための、共通アセスメントツールの整備
 - 見落としや抜け落ちを防止するため、職種別、介入時点別に要点等を整理したマニュアルの作成
 - 子どもや家庭に関する最新の情報を、関係機関が確実に把握できるようにするため、要保護児童対策地域協議会の情報共有モデル事業の創設などの実施を進めていくこととしている。
- ・ また、「要保護児童対策地域協議会の機能強化」については、先ほどもお話しした死亡事例の検証を行っている専門委員会において、関係機関間での情報共有や役割分担が十分に行われていなかったり、進行管理する事例数が年々増加し、個々の事例について十分な検討を行う余裕がない状況にあることが指摘されている。
- ・ このため、協議会の参加機関が役割分担による支援を迅速かつ確実に実施するための工夫として、協議会の好事例集の作成や、協議会の中核機関で

ある調整機関の専門性強化、支援の役割分担を明確化するため、支援に関する一定の判断をする際の外部有識者の活用を促進していくこととしている。

(資料1の3ページ目)

- ・ 「児童相談所が、虐待通告や子育ての悩み相談に対して確実に対応できる体制整備」については、平成25年度における児童相談所の児童虐待相談対応件数は、平成11年度に比べて約6.3倍であるのに対して、児童福祉司の配置人数は同期間で約2.3倍となっている。
- ・ また、厚生労働省では、より相談しやすくするため、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化を検討しており、こうした動きも踏まえた夜間休日を含む対応体制を強化することが課題となっている。
- ・ さらに、児童相談所が介入によって保護者と対立した後では、保護者が支援を受け入れにくいという課題もあげられる。
- ・ このため、
 - ①児童相談所が専門的な支援を確実に行えるための体制強化 として、
 - 児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化や、夜間休日のための体制強化
 - 児童相談所や市町村の人員体制の強化
 - 緊急時の援助要請に基づく執行力を向上するために、児童相談所と警察の一層の相互理解と連携強化の促進などを実施していくこととしている。
 - ②専門的な支援を効果的に行うための役割分担の明確化 として、児童相談所が、より困難ケースを受け止められるよう、予防や軽度な支援が必要なケースについては、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の積極的な活用などを促進していくこととしている。

(資料1の4ページ目)

- ・ 「緊急時における安全確認、安全確保の迅速な実施」については、平成19年の児童虐待防止法の改正により新たに児童相談所の権限強化として創設された臨検・捜索については、平成20年度から平成25年度までの6年間で7事例あり、出頭要求から臨検・捜索までの所要日数は1～70日と様々だった。
- ・ 臨検・捜索については、児童の安全確認・安全確保のために行われるものであり、これを迅速に執行するための工夫として、
 - 児童相談所が立入調査、一時保護等を実施する際には、警察に同行等の援助要請を行い、警察では、児童の安全が疑われる場合には、その権限を

行使してできる限りの措置を講ずるなど、相互に連携した対応の徹底
○臨検・捜索の執行を円滑に実施するための取り組みの周知や実施のため
のQ&Aを作成
などを実施していくこととしている。

- ・ また、子どもの人権を守る観点から、全国の法務局において、人権問題についての相談や、啓発活動等の取組を実施していくこととしている。

(資料1の5～6ページ目)

- ・ 5ページと6ページに記載した事項についても、専門委員会におけるとりまとめ等を踏まえてまとめたものであり、1つ1つの説明は省略させていただくが、できることから速やかに取り組んでいく必要がある。
- ・ なお、5ページと6ページで、例えば妊娠期からの切れ目ない支援における項目での、「医師・助産師・看護師等が、特定妊婦に関する情報を行政に提供することを努力義務とすることを検討」など、※印がついている事項については、更なる丁寧な議論が必要であると考えことから、これまで議論してきた専門委員会において、虐待を受けた児童の自立に向けた支援策と併せて、引き続き議論していくこととしている。

○質疑・意見交換

(世耕内閣官房副長官)

- ・ 山本厚生労働副大臣から今説明があったように、引き続き検討を要する事項もある。いずれも難しいテーマであるが、引き続きしっかり議論していく必要がある。

(葉梨法務副大臣)

- ・ 予算事項もあるのか。

(世耕内閣官房副長官)

- ・ まず、緊急経済対策として、児童相談所全国共通ダイヤルの3桁化と妊娠・出産包括支援事業の本格展開を補正予算において計上する予定。そのほか配置の充実など平成27年度予算で盛り込めるものも措置していくことになると思う。

○とりまとめについて

(世耕内閣官房副長官)

- ・ ただ今山本厚生労働副大臣からご説明いただいた、「児童虐待防止対策等について（案）」をこの会議のとりまとめとしてよろしいか。

（異議なし・各構成員了承）

- ・ 児童虐待防止については、政府一丸となって取り組まなければならない課題であり、各府省庁におかれては、先ほどとりまとめた対策に沿って、予算事項については、平成26年度補正予算案及び平成27年度予算案に所要額を盛り込んでいただくとともに、運用で解決していかなければならない事項については、速やかな実施を、そして検討事項については、引き続き必要な検討をお願いしたい。今後も必要に応じてこの副大臣等会議を開催し、緊密に連携していきたい。
- ・ 平成26年度補正予算案及び平成27年度予算案の編成を踏まえた児童虐待防止対策のとりまとめは、議長である私にご一任いただきたいと思うがよろしいか。

（異議なし・各構成員了承）

○世耕内閣官房副長官より挨拶

- ・ これまで闊達な議論を感謝申し上げます。引き続き関係府省庁の協力・連携の下、先ほど皆様にご了解いただいた対応策を実行していただくよう、よろしくをお願いしたい。また引き続きの検討課題も議論を深めていきたいと思う。
- ・ 児童虐待対策は被害者がいなくなるまで我々が徹底してPDCAを回しながら、よりよい対策を考えていかなければならないので、今後とも協力をよろしくをお願いしたい。

以上